

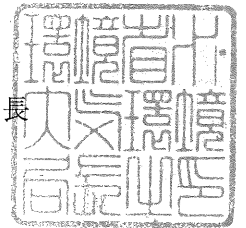


環水大総発 1703134 号
平成 29 年 3 月 13 日

一般社団法人 日本建設業連合会
会長 中村満義 殿

環 境 省

水・大気環境局長



技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成 29 年 4 月 1 日から適用する除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価（以下「新労務単価」という。）を別添のとおり決定・公表しました。これにより、各職種において設計労務単価が上昇することとなります。

つきましては、本日付の新労務単価が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の除染事業への入職が促進されるよう、貴団体傘下の除染等工事に参入している建設業者に対して、下記の措置を講じるなど適切に対応するよう周知徹底をお願い致します。

記

ご承知のとおり、平成 26 年 6 月 4 日に、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の改正が行われ、同法においては、公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めること（第 8 条第 1 項）、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること（第 8 条第 2 項）等が受注者の責務として位置づけられている。

公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善につなげるためには、建設業界全体が一定の共通認識を持った上で、取組を進める必要がある。このため、元請業者においては適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請する等の特段の配慮をすること。また、専門工事業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

環水大総発第 1703132 号

平成 29 年 3 月 13 日

福島環境再生事務所長 殿

水・大気環境局

放射性物質汚染対策担当参事官

(公 印 省 略)

除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価等の改定について（通知）

除染特別地域内における除染等工事に係る積算に使用する設計労務単価を別紙第 1 のとおり、また、特殊勤務手当を別紙第 2 のとおり改定したので通知する。

この単価は平成 29 年 4 月 1 日以降に調達を行う入札等に適用するものとする。

なお、工事等の内容、地域の特性、工期等に特別の事情があり、この除染特別地域内における除染等工事設計労務単価により難しい場合は、その実情を勘案の上、別途、水・大気環境局放射性物質汚染対策担当参事官が決定するものとする。

除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価について

1. 労務単価の構成内容

労務単価は、以下のものにより構成されている。

- (1) 所定労働時間内 8 時間当たりの基本給相当額及び基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- (2) 所定内労働日数 1 日当たりの臨時の給与及び実物給与

2. 平成 29 年 4 月から適用する除染等工事設計労務単価

単位：円

01 作業指揮者	22,200
02 特殊除染作業員	22,700
03 普通除染作業員	17,500
04 運転手（除染特殊）	21,100
05 運転手（除染一般）	19,100
06 樹木除染工	19,900
07 防水工（除染）	24,000
08 とび工（除染）	24,200
09 交通誘導員 A（除染）	13,600
10 交通誘導員 B（除染）	11,700

注）所定労働時間内 8 時間あたりの金額

3. 各職種の定義・作業内容

職種	定義・作業内容
01 作業指揮者	除染等工事、土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、除染等工事においてもっぱら指導的な業務を行うもの

02 特殊除染作業員	① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として除染等工事において次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ. ピックブレイカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ. コンクリートカッターの運転または操作 b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c. コンクリートポンプ車の筒先作業 ② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、除染等工事における各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの
03 普通除染作業員	① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として除染等工事において次に掲げる作業を行うもの a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 c. 人力による小規模な作業（たとえば、堆積物の除去など） d. 人力による除草 ② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、除染等工事における各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの
04 運転手（除染特殊）	重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として除染等工事において重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの

	a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（3輪式）、除雪車等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
05 運転手（除染一般）	道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として除染等工事において機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（4輪式）の運転または操作
06 樹木除染工	造園工事について相当程度の技能を有し、主として除染等工事において庭木等の剪定、芝張り、粗皮の剥ぎ取り、樹皮の高圧洗浄等について主体的業務を行うもの
07 防水工（除染）	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の除染等工事における防水作業について主体的業務を行うもの
08 とび工（除染）	高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として除染等工事における足場の設置を行うもの
09 交通誘導員 A（除染）	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、除染等工事において交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する

	交通誘導警備業務をいう)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
10 交通誘導員 B (除染)	警備業者の警備員で、除染等工事において交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

特殊勤務手当について

除染特別地域内で作業に従事する作業員※は、その業務環境の特殊性に鑑み、本労務単価等に加えて、特殊勤務手当として以下の額（1日の作業時間が4時間に満たない場合は、手当に60/100を乗じた額）を加えるものとする。

人事院規則（東日本大震災に対処するための人事院規則 9-30（特殊勤務手当）の特例）に定める手当額

- ・ 帰還困難区域：1日あたり 6,600 円
- ・ 居住制限区域：1日あたり 3,300 円
- ・ 避難指示解除準備区域：1日あたり 0 円

※ 特殊勤務手当の対象となる除染特別地域内で作業に従事する作業員とは、除染等業務従事者（作業指揮者、特殊除染作業員、普通除染作業員、運転手（除染特殊）、運転手（除染一般）、樹木除染工、防水工（除染）、とび工（除染））等、除染等業務に従事することとなる者、及び除染特別地域内においてその他調査業務等に従事する者（外業に限る）とする。